ジャストサポートローン規定　新旧対比表

『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）規定

変更前	変更後
現状無し	第１５条（団体信用生命保険） この契約において団体信用生命保険の付保を「有」とした場合は、借主（被保険者）は被保険者として、当行の指定する団体信用生命保険に加入するものとし、次の事項を確約します。 １．被保険者は健康に異常なく上記保険契約にもとづき被保険者が別に生命保険会社等にした告知事項は、事実に相違ないことを誓約します。 ２．保険金額はこの契約にもとづく借入金額とします。 ３．保険料は当行の負担とします。 ４．借主あるいはその相続人は、この契約による債務の最終返済期限以前に、被保険者に上記保険契約に定める保険事故が発生したときは、１ヵ月以内に当行に通知のうえ、その指示に従うものとします。万一、当行に対する通知の遅延等により保険金の受取不能を生じたとしても、当行は責任を負わないものとします。 ５．前項により当行が生命保険会社等から保険金を受領したときは、当行は受領金相当額の借主の当行に対する債務につき期限のいかんにかかわらず、返済があったものとして取り扱うものとします。ただし、本借入後２年以内に当行が前記保険金を受領したときは、本借入後２年を経過するまで本債務が存続するものとします。 ６．前項の場合、保険事故発生日の翌日以降返済日までの利息その他の費用等不足する金額については、借主は当行の請求があり次第直ちに支払うものとします。 ７．第５項ただし書きの保留期間内に、万一被保険者の告知義務違反等により、当行が生命保険会社等から保険金の返還を請求されたときは、借主は返還すべき金額に相当する本債務につき直ちに返済するものとします。 ８．万一、借主が当行に対する本債務の返済を怠ったまま保険期間を経過する

	場合は、借主は、当行が指定する保険会社と当行が、借主を被保険者、当行を保険金受取人、債務金額を保険金額とし、保険期間を当行の任意とする生命保険を締結することに同意します。 なお、この場合、当行の支払う保険料その他の費用は借主が負担するものとします。 ９．第４条により、借主が期限の利益を喪失した場合および借主に期限の利益を喪失する事由が生じた場合、当行は保険契約を解約することができるものとします。 10．借主が本条に定める同意を撤回し、または団体信用生命保険契約の加入に必要な協力をしないために保険契約が締結できないとき、および借主の団体信用生命保険普通保険約款違反、その他借主の責めに帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかとなったときには、当行からの請求により、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
以下、条数のみ変更。	
第１５条（振込に関する特約） 第１６条（個人信用情報機関への登録） 第１７条（取引規定の変更） 第１８条（合意管轄） 第１９条（公正証書の作成義務）	第１６条（振込に関する特約） 第１７条（個人信用情報機関への登録） 第１８条（取引規定の変更） 第１９条（合意管轄） 第２０条（公正証書の作成義務）

『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）（提携ローン）規定

変更前	変更後
第１５条（団体信用生命保険） この契約において団体信用生命保険の付保を「有」とした場合は、借主（被保険者）は被保険者として、当行の指定する団体信用生命保険に加入するものとし、次の事項を確約します。 １．団体信用生命保険契約に基づき、当行が保険金を受領したときは、当行は受領金相当額の借主（被保険者）のこの契約による債務につき期限のいかんに係わらず返済があったものとして取り扱うものとします。なお、未収利息その他の費用等、不足する金額がある場合は、当行の請求があり次第ただちに支払います。 ２．前号に係わらず、借主（被保険者）の告知義務違反等の事由により、当行が保険会社（保険者）から給付を受けた保険金の返還を請求された場合は、借主（被保険者）は返還すべき金額に相当するこの契約によって負担する一切の債務につき、借入要項記載の元利金の返済方法によらずただちに返済するものとします。 ３．万一、借主（被保険者）がこの契約による債務の返済を怠ったまま、上記団体信用生命保険保険契約の保険期間を経過する場合は、借主（被保険者）は、当行が必要に応じ、上記保険契約の保険期間を延長し、または、別に当行が指定する保険会社との間で、借主を被保険者、当行を保険金受取人、債権金額を保険金額とし、保険期間を当行の任意とする生命保険契約を締結することに同意します。なお、この場合、当行の支払う保険料その他の費用は、借主が負担するものとします。	第１５条（団体信用生命保険） この契約において団体信用生命保険の付保を「有」とした場合は、借主（被保険者）は被保険者として、当行の指定する団体信用生命保険に加入するものとし、次の事項を確約します。 １．被保険者は健康に異常なく上記保険契約にもとづき被保険者が別に生命保険会社等にした告知事項は、事実に相違ないことを誓約します。 ２．保険金額はこの契約にもとづく借入金額とします。 ３．保険料は当行の負担とします。 ４．借主あるいはその相続人は、この契約による債務の最終返済期限以前に、被保険者に上記保険契約に定める保険事故が発生したときは、１ヵ月以内に当行に通知のうえ、その指示に従うものとします。万一、当行に対する通知の遅延等により保険金の受取不能を生じたとしても、当行は責任を負わないものとします。 ５．前項により当行が生命保険会社等から保険金を受領したときは、当行は受領金相当額の借主の当行に対する債務につき期限のいかんにかかわらず、返済があったものとして取り扱うものとします。ただし、本借入後２年以内に当行が前記保険金を受領したときは、本借入後２年を経過するまで本債務が存続するものとします。 ６．前項の場合、保険事故発生日の翌日以降返済日までの利息その他の費用等不足する金額については、借主は当行の請求があり次第直ちに支払うものとします。 ７．第５項ただし書きの保留期間内に、万一被保険者の告知義務違反等により、当行が生命保険会社等から保険金の返還を請求されたときは、借主は返還すべき金額に相当する本債務につき直ちに返済するものとします。 ８．万一、借主が当行に対する本債務の返済を怠ったまま保険期間を経過する場合は、借主は、当行が指定する保険会社と当行が、借主を被保険者、当

	行を保険金受取人、債務金額を保険金額とし、保険期間を当行の任意とする生命保険を締結することに同意します。 なお、この場合、当行の支払う保険料その他の費用は借主が負担するものとします。 ９．第４条により、借主が期限の利益を喪失した場合および借主に期限の利益を喪失する事由が生じた場合、当行は保険契約を解約することができるものとします。 10．借主が本条に定める同意を撤回し、または団体信用生命保険契約の加入に必要な協力をしないために保険契約が締結できないとき、および借主の団体信用生命保険普通保険約款違反、その他借主の責めに帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかとなったときには、当行からの請求により、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）（不動産担保型）規定

変更前	変更後
第１８条（団体信用生命保険） この契約において団体信用生命保険の付保を「有」とした場合は、借主（被保険者）は被保険者として、当行の指定する団体信用生命保険に加入するものとし、次の事項を確約します。 １．団体信用生命保険契約に基づき、当行が保険金を受領したときは、当行は受領金相当額の借主（被保険者）のこの契約による債務につき期限のいかんに係わらず返済があったものとして取り扱うものとします。なお、未収利息その他の費用等、不足する金額がある場合は、当行の請求があり次第ただちに支払います。 ２．前号に係わらず、借主（被保険者）の告知義務違反等の事由により、当行が保険会社（保険者）から給付を受けた保険金の返還を請求された場合は、借主（被保険者）は返還すべき金額に相当するこの契約によって負担する一切の債	第１８条（団体信用生命保険） この契約において団体信用生命保険の付保を「有」とした場合は、借主（被保険者）は被保険者として、当行の指定する団体信用生命保険に加入するものとし、次の事項を確約します。 １．被保険者は健康に異常なく上記保険契約にもとづき被保険者が別に生命保険会社等にした告知事項は、事実に相違ないことを誓約します。 ２．保険金額はこの契約にもとづく借入金額とします。 ３．保険料は当行の負担とします。 ４．借主あるいはその相続人は、この契約による債務の最終返済期限以前に、被保険者に上記保険契約に定める保険事故が発生したときは、１ヵ月以内に当行に通知のうえ、その指示に従うものとします。万一、当行に対する通知の遅延等により保険金の受取不能を生じたとしても、当行は責任を負

務につき、借入要項記載の元利金の返済方法によらずただちに返済するものとします。 3．万一、借主（被保険者）がこの契約による債務の返済を怠ったまま、上記団体信用生命保険保険契約の保険期間を経過する場合は、借主（被保険者）は、当行が必要に応じ、上記保険契約の保険期間を延長し、または、別に当行が指定する保険会社との間で、借主を被保険者、当行を保険金受取人、債権金額を保険金額とし、保険期間を当行の任意とする生命保険契約を締結することに同意します。なお、この場合、当行の支払う保険料その他の費用は、借主が負担するものとします。	わないものとします。 5．前項により当行が生命保険会社等から保険金を受領したときは、当行は受領金相当額の借主の当行に対する債務につき期限のいかんにかかわらず、返済があったものとして取り扱うものとします。ただし、本借入後２年以内に当行が前記保険金を受領したときは、本借入後２年を経過するまで本債務が存続するものとします。 6．前項の場合、保険事故発生日の翌日以降返済日までの利息その他の費用等不足する金額については、借主は当行の請求があり次第直ちに支払うものとします。 7．第５項ただし書きの保留期間内に、万一被保険者の告知義務違反等により、当行が生命保険会社等から保険金の返還を請求されたときは、借主は返還すべき金額に相当する本債務につき直ちに返済するものとします。 8．万一、借主が当行に対する本債務の返済を怠ったまま保険期間を経過する場合は、借主は、当行が指定する保険会社と当行が、借主を被保険者、当行を保険金受取人、債務金額を保険金額とし、保険期間を当行の任意とする生命保険を締結することに同意します。 なお、この場合、当行の支払う保険料その他の費用は借主が負担するものとします。 9．第６条により、借主が期限の利益を喪失した場合および借主に期限の利益を喪失する事由が生じた場合、当行は保険契約を解約することができるものとします。 10. 借主が本条に定める同意を撤回し、または団体信用生命保険契約の加入に必要な協力をしないために保険契約が締結できないとき、および借主の団体信用生命保険普通保険約款違反、その他借主の責めに帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかとなったときには、当行からの請求により、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。